

令和2年3月18日

経済再生担当大臣

西村 康稔 殿

全国商工会連合会

会長 森 義久

## 新型コロナウイルス感染症にかかる中小・小規模事業者支援の拡充に関する要望

標記については、去る3月10日に政府において緊急対策案－第2弾－が発表され、金融（資金繰り）や雇用対策についての支援策が拡充されたところですが、現下の地域の経済状況及び中小・小規模事業者の経営状況は、日に日に悪化してきております。

世界的にみても株価急落など経済情勢の先行き不透明感が増しており、中小・小規模事業者の存続にかかる事態になってきております。

特に、災害の被災地域の事業者の体力が弱まってきており、このままでは倒産が続発し、地域経済・地域社会が崩壊するなどの甚大な影響が懸念されます。

つきましては、中小・小規模事業者の事業継続・地域経済の持続的発展のため、下記を含む第3弾の緊急大型経済対策を講じていただきますようお願いいたします。

### 1. 感染の拡大防止及び早期終息に向けての対策ガイドラインの公表

新型コロナウイルスの感染が徐々に拡大している状況であり、これ以上の感染拡大及び長期化すると事業活動への影響が更に深刻になる恐れがあります。感染拡大防止及び早期終息に向けて、事業活動の停滞を出来るだけ最小限にするため、更なる対策の実施をお願いいたします。

○過度に不安を煽ることのないよう、専門的・科学的根拠に基づいた情報提供を行うこと。

○事業活動を行う上で対策ガイドラインを作成し、早期に公表すること。

### 2. 事業継続・倒産防止の対策

旅行やイベント、会合等の中止・延長や自粛、部品・資材等の調達困難等により大幅な売上減少が生じており、廃業や倒産に追い込まれる状況にある。営業損失補填や事業資金支出の抑制につながる対応策を早急に講じるようお願いいたします。

○事業活動の自粛（政府による要請）に伴い失った直接的売上減少やコロナウイルス感染症による間接的売上減少にかかる営業利益の補填すること。

○事業資金支出を一時的に抑制し、事業活動の継続と倒産を防止するため、事業活動において大きな負担となっている社会保険料および労働保険料の減免および納付期限の延長措置を実施すること。

### 3. 市町村民税・法人住民税の減免

市町村民税・法人住民税の一部については、所得に関わらず均等割りで徴収されることとなっており、所得の源泉である売上が急減している中小・小規模事業者にとって重い負担となることから、軽減措置を講じるようお願いいたします。

○市町村民税を減免すること。

○減免による市町村の減収分については、地方交付税交付金等で措置すること。

### 4. 特別利子補給制度の拡充

新型コロナウイルス感染症にかかる特別貸付制度（日本公庫）の利用者に対する特別利子補給制度が創設され、実質的に無利子化することとなりましたが、以下につきましても適用対象とするようお願いいたします。

○マル経融資（コロナマル経）についても適用対象とすること。

○既往債務の借換部分についても適用対象とすること。

### 5. 既往債務の一本化にかかる保証制度の実施

セーフティネット保証（第4号、第5号）の拡充、危機関連保証の実施が講じられましたが、借換による既往債務の一本化は、保証付き融資に限られているため、民間金融機関のプロパー融資も含めた既往債務を一本化の支援をお願いいたします。

○セーフティネット保証・危機関連保証において、既往債務の一本化に際し、民間金融機関のプロパー融資も含めること。

### 6. 個人事業専従者に対する所得支援

売上減少により個人事業の家族従業員等の専従者には給与が支払われない事態が生じかねない。専従者については、労働保険の加入義務が無く、何ら補償されない。事業継続どころか家族も巻き込んで廃業になるおそれがあることから、所得補償についてお願いいたします。

○雇用調整助成金同様の対応を個人事業専従者に実施すること。

## **7. 終息を見据えた需要回復・地域活性化対策**

先の明るい見通しがない中では、事業継続意欲は後退するばかりです。終息後、速やかに、新型コロナウイルスによって失った顧客や取引機会を取り戻し、早期に売上回復をさせることができるよう売上回復、需要喚起に向けた大型の対策を早急に発表するようお願いいたします。

- 風評被害払しょくのためのPR事業を実施すること。
- 売上回復のための地域活性化支援事業を実施すること。
  - －自治体単位でのぎわい創出等の地域活性化支援事業
- 人の交流を促進するための旅行補助（観光割）事業を実施すること。
- 消費喚起を促すための中小・小規模事業者を対象とするプレミアム商品券事業を実施すること。